

## 第 2 章 社会基盤施設の現状と課題

---

### 2.1 国の動向

---

平成 24 年（2012 年）12 月の笹子トンネル天井板落下事故以降、インフラの老朽化対策は、国を挙げての取組みが推進されており、平成 25 年（2013 年）10 月には、内閣官房による「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置されました。

平成 25 年（2013 年）11 月には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」がインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議によりまとめられました。

この計画では平成 28 年度（2016 年度）までに、国、地方公共団体レベルでの行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現するとしています。さらに、行動計画の策定や、個別施設ごとの長寿命化計画の策定による取組みを着実に推進するため、国土交通省の社会資本整備総合交付金による財政的支援を行うこととしています。

この計画は、新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組みに留まらず、補修更新を含む将来にわたってインフラが必要な機能を発揮し続けるための取組みを実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげていこうとするものです。（図 2-1 参照）

また、平成 26 年（2014 年）4 月には、総務省から地方公共団体に対し、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が通知され、「公共施設等総合管理計画」の策定が求められています。さらに公共施設等総合管理計画に基づき、地方公共団体が実施する公共施設等の除却について、地方債を充当することができるとする特例措置が創設されています。

この「公共施設等総合管理計画」は、地方公共団体が所有する公共施設等（建築物、道路・橋りょう等のインフラなど）の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めるものです。

## 国のインフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設ごとの長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

### 1. 目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
  - ✓ メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
  - 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ(2030年)等
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
  - ✓ 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
  - 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保(2020年頃)等
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化
  - ✓ 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
  - 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得(2030年)

### 2. 基本的な考え方

- インフラ機能の確実かつ効率的な確保
  - ✓ メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
  - ✓ 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保
- メンテナンス産業の育成
  - ✓ 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導
- 多様な施策・主体との連携
  - ✓ 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
  - ✓ 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

### 3. 計画の策定内容

- インフラ長寿命化計画(行動計画)
  - ✓ 計画的な点検や修繕等の取組みを実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組みの方針  
(対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見通し/必要施策に係る取組の方向性等)
- 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)
  - ✓ 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画  
(対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等)

### 4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減平準化等
体制の構築	[国] 支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体] 維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業] 入札契約制度の改善等
法令等の整備	基準類の体系的な整備等

### 5. その他

- ✓ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- ✓ 計画のフォローアップの実施

図 2-1 国のインフラ長寿命化基本計画

※国土交通省HP「インフラ長寿命化基本計画」(概要PDF)をもとに作成